

奈良市消防局障害者活躍推進計画

機関名	奈良市消防局
任命権者	奈良市消防長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間） なお、計画期間内においても、毎年度、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。
奈良市消防局における障害者雇用に関する課題	<p>奈良市消防局においては、障害者の雇用について「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令」の規定により対象から除外されており、これまで障害者に限定した募集・採用は実施していないが、採用後の疾病により、中途障害者として身体障害者となった職員が若干名在籍しているため、これまでは自己申告制度等を活用し個別に対応してきており大きな問題は生じていない。しかし障害者である職員がいきいきと活躍できる職場環境づくりを推進するためには、更なる体制整備や各種取組が必要である。消防施設庁舎のハード面における計画的な整備のほか、障害の種類や程度に応じたソフト面でのサポート体制も重要である。</p> <p>これらの課題を明確にし、本計画を着実に実行していくことにより、すべての人が働きやすい職場の実現と推進が図られるものとする。</p>
目 標	
① 雇用継続に関する目標	【障害を理由とした不本意な離職者を極力生じさせない】 離職者0を目標とする。
② ワーク・エンゲージメントに関する目標	【ワーク・エンゲージメント】 評価年度（令和7年度）の基準を上回る 自己申告制度の申告により実態に関するデータを収集する。 ※ワーク・エンゲージメントとは、仕事に対してポジティブで充実した心理状態のことで、特定の職員の一時的な充実ではなく、組織全体として持続的な感情であると定義

取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	
	<p>○消防総務課長を障害者雇用推進者とする。</p> <p>○消防局における障害者の相談窓口を消防総務課に設置し、関係者間で情報を共有するとともに、職員に対し周知する。</p>
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<p>○現に勤務する障害者である職員の能力や希望も踏まえ、自己申告制度を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。</p> <p>○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	<p>○基礎的環境整備として、庁舎建て替えの際にはスロープや多目的トイレ、エレベーターの設置等、障害者の要望を踏まえ、就労支援の為の環境整備を検討する。</p> <p>○職員駐車場について、駐車禁止除外指定車標章を交付されている歩行困難者等に対する駐車場を庁舎敷地内に確保し、必要の可否を検討のうえ許可証を発行することにより、通勤時に係る負担を軽減する。</p>
(2) 働き方	○時間単位の年次有給休暇や、病気休暇などの各種休暇の利用を推進する。
(3) キャリア形成	○本人の希望等や各職種で求められる技能等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。
(4) その他人事管理	<p>○在職中に疾病・事故等により障害者となった者について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。</p> <p>○職員の望まない人事異動、昇格に起因したストレス等による健康状態の悪化を防止するため、昇格や人事異動の際に自己申告制度の活用や必要により本人の面談等を実施する。</p>

	○人事異動等において、自己申告書により障害者一人ひとりの障害特性や能力、希望等を把握するとともに、人事異動にあたっては、業務との適切なマッチング等を図る。
4 その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。